表 1 新たに育成者の許諾が必要となる自家増殖の具体例(※登録品種のみ)

※これは例示であり、自家増殖については育成者や種苗会社にお問い合わせください

品目	具体的な例
果樹(ブドウ、 モモ、 スモモ、オウト ウ、カキ、リン ゴ等)	・枝を台木に穂接ぎし苗を作る。 ・芽を台木に芽接ぎし苗を作る。 ・枝を既存樹に穂接ぎし高接ぎ(高接ぎ更新)する。 ・新梢を台木に緑枝接ぎし苗を作る。 ・新梢を既存樹に緑枝接ぎし高接ぎ(高接ぎ更新)する。 ・枝や新梢を挿し木し苗を作る。 ・ブドウの結果母枝を取り木し、苗を作る、また、ブドウ盆栽を作る。
穀類(イネ、ム ギ、ダイズ)	・稲、麦、大豆の収穫した子実の一部を次期作の種子として使用する。
イチゴ	・イチゴを収穫している成株からランナーを採り、次期作の種苗とし て利用する。
イモ類	 ・カンショ(サツマイモ) 収穫したイモを次期作に種いもとして植え付ける。 収穫したイモを次期作に種いもとして植え付け、そこから伸びたツルを採取し、種苗として利用する。 ・ヤマイモ、バレイショ(ジャガイモ)、サトイモ収穫したイモを次期作に種いもとして利用する。
その他	・アスパラガス、ショウガ 種子から養成した株や生産中の株を株分けし種苗として利用する。・タラノキの根を分割し、種苗として利用する。・ニンニクの収穫した球根(りん片)を種苗として利用する。

※野菜は、多くの品種がF1品種(雑種第1代)であり、結実した種子を次期作の種子として使用しても同じ形質のものが生産できませんが、これも自家増殖に該当します。 ※これ以外のものについては、育成者や種苗会社に確認してください。

注意事項

- ① 自家増殖の許諾は、自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡(有償・無償に関わらず)を許諾するものではありません。したがって、自家増殖の許諾を得ても自家増殖した苗木や採取した種子および、増殖可能な枝や新梢を他者に譲渡(有償・無償にかかわらず)すると種苗法に違反します。
- ② 登録品種の結果母枝を取り木した「ブドウ盆栽(仮称)」の作成は、増殖行為に当たります。個人的や家庭的利用であれば自家増殖の許諾は不要ですが、有償・無償にかかわらず他者に譲渡する場合は、自家増殖の許諾とは別の許諾(利用許諾)が必要です。違反すると種苗法で罰せられます。
- ③ 苗木や種子の購入に当たり、育成者権者との取り決め等(例えば、契約栽培や自家増殖禁止、県外に持ち出し禁止等)がある場合は、それに従う必要があります。